

福島市告示第74号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の11に基づく、福島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第18条により、介護予防・日常生活支援サービス事業者の廃止に係る届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

1 廃止事業所

(1)あけぼのホームヘルプサービス

- ①申請者 福島市野田町一丁目15番12号  
きらり健康生活協同組合  
理事長 木村 公
- ②事業所所在地 福島市野田町一丁目13番58号
- ③サービスの種類 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)

(2)ケアセンターつどいしのぶ台

- ①申請者 福島県郡山市八山田西四丁目184番地  
MCP株式会社  
代表取締役 奥田 弓子
- ②事業所所在地 福島市上鳥渡字向山25番地の8
- ③サービスの種類 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)

2 廃止年月日 令和8年3月31日